

公 告 第 E009-1 号

令 和 8 年 6 月 24 日

入 札 変 更 公 告

分任契約担当官陸上自衛隊伊丹駐屯地

中部方面会計隊本部

業務科長 加藤 江利菜

公告第E009号（8.6.8）件名「伊丹（8）山本宿舎受水槽給水配管修繕」に係る
入札公告の一部を下記のとおり変更するので、関係事項を承知のうえ参加されたい。

訂正箇所

仕様書 図番 1 / 6 4 項. 概要

名称、使用・規格等及び数量の内容を変更する。

入札に関する事項の問い合わせ先

〒664-0012 伊丹市緑ヶ丘7-1-1 陸上自衛隊 伊丹駐屯地

中部方面会計隊本部 業務科契約班 櫻井

TEL 072-782-0001 (内線 3422)

FAX 072-782-0035

仕 様 書

- 1 名 称：伊丹(8) 山本宿舍受水槽給水配管修繕
- 2 場 所：兵庫県宝塚市山本野里3丁目（陸上自衛隊伊丹駐屯地山本宿舍）
- 3 期 間：締結日～令和8年8月31日（金）
- 4 概 要：山本宿舍12号棟横・26号棟横受水槽部品交換

項目名	名称	仕様・規格等	数量	備考
山本宿舍 12棟横 受水槽	水道用塩ビライニング銅管	SGP-VA 20A 7.5m×2箇所分	15m	
	青銅弁（給水用）	仕切弁 10K 20A 3個組×2箇所	6個	
	電磁弁	ベン：DS11N-J2 2箇所（2槽分）	2個	
	Y型ストレーナ 電磁弁入口取付用	KITZ：YNK 20A 2箇所（2槽分）	2個	
	フレキブルジョイント パイロット給水管耐震用	SUS 20A×L=300 2箇所（2槽分）	2個	
	複式ボールタップ パイロットバルブ	20A 圧力バランス型 ポリ玉	2セット	
	定水位弁 100A	兼工業：DS型 10KF・パイロット付		
	水道用塩ビライニング銅管	SGP-VA 100A（ストレーナ更新の調整管部）	0.6m	
	ストレーナ 100A	KITZ：10FDY100BF 100A	1個	
	保温工（屋外）	GW＋ポリエチレンフィルム＋SUS外装	1式	
	フランジ 雑材	100A－10KF（B/N・P/K）	4組	
	制御線切替接続	電工・雑配線部材共	1セット	
山本宿舍 26棟横 受水槽	水道用塩ビライニング銅管	SGP-VA 20A 7.5m×2箇所分	15m	
	青銅弁（給水用）	仕切弁 10K 20A 3個組×2箇所	6個	
	電磁弁	ベン：DS11N-J2 2箇所（2槽分）	2個	
	Y型ストレーナ 電磁弁入口取付用	KITZ：YNK 20A 2箇所（2槽分）	2個	
	フレキブルジョイント パイロット給水管耐震用	SUS 20A×L=300 2箇所（2槽分）	2個	
	複式ボールタップ パイロットバルブ	20A 圧力バランス型 ポリ玉	2セット	
	定水位弁 100A	兼工業：DS型 10KF・パイロット付		
	保温工（屋外）	GW＋ポリエチレンフィルム＋SUS外装	1式	
12号棟 横機械室	インバーター	川本製作所：FR-A820-11K	2個	
		2個／全4個		
その他	既設給水管等撤去		1式	
	試運転調整		1式	
	産業廃棄物処理		1式	

- 5 一般仕様
- 本役務の仕様は、本仕様書によるほか、図面、「公共建築改修工事標準仕様書（建築、機械設備、電気設備工事編）（以下、改修標準仕様書）」及び「公共建築工事設備工事標準図（建築、機械設備、電気設備工事）（以下、標準図）」等の定めるところによる。
- また本役務を実施するにあたり、適用を受ける関係法令等（条例を含む。）を遵守し、材料の選定、品質性能の確保、工法の選定、検査等を行うものとする。

- 6 一般事項
- (1) 本役務は、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」に準じ、丁寧かつ確実に実施するものとする。
- (2) 「監督官」とは、官側の監督職員とし、「請負者」とは当該工事請負契約の請負者又は契約書等の規定により定められた現場代理人をいう。
- (3) 作業に際し、本仕様書及び図面に疑義が生じた場合は、監督官と協議し、また軽微な変更に対し請負金額の変更はしないものとする。
- (4) 着手に先立ち工程表を作成し、監督官の承諾を受けるものとする。
- (5) 現場管理・安全管理
- ア 請負者は、作業の実施によって部隊等の施設に対し損害を与えた場合は、損害の事項に対して現状復旧する。
- イ 現場の風紀・衛生・盗難予防について必要な事項を施すとともに、請負者の責任において管理するものとする。
- ウ 現場代理人は管理能力を有する者とし、設計図書に基づく工程の管理、施工状況の検査及び材料の試験等および、作業員への作業工程の周知等を行なう。
- エ 現場は、常に整理整頓を心がけ、必要に応じ清掃等を実施するものとする。
- オ 請負者は、作業条件を関係者に十分把握させるとともに、作業員に対して安全教育を実施し、安全な作業方法及び安全点検を実施するものとする。
- カ 作業に際し、既設部分への養生等が必要と思われる箇所については、適切な養生を実施すること。
- (6) 電気・水道・火気等の使用について
- ア 施工に必要な電気・ガスについては、施工業者が電力会社・ガス会社と直接契約・開栓・支払を行った上で使用するものとする。
- イ 施工に必要な水道は使用前・使用後に各戸メーターを確認の上、官側に申告し、当該宿舍自治会へ支払いを行うものとする。
- ウ 原則、工事エリアでの火気使用は厳禁とする。使用する場合は、あらかじめ監督官に申し出て、協議した後、指定した場所において使用するものとする。
- (7) 作業エリア以外への立ち入り及び指定場所以外での喫煙を禁止する。
- 7 発生材の処理
- (1) 本役務の発生材のうち、鉄屑等有価物については金属種別を区分し計量の上、監督官の指示する場所（伊丹駐屯地内）へ集積すること。
- (2) 産業廃棄物の処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて適正に処分する。産業廃棄物の収集・運搬又は処分を委託する場合は、最終処分が終了したことを確認できる書類を提出すること。（電子マニフェストでも可とする。）